太田市総合評価落札方式試行要領

（趣旨）

第１条　この要領は、太田市が発注する公共工事において、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「自治令」という。）第１６７条の１０の２（自治令第１６７条の１３において準用する場合を含む。）の規定に基づき、価格その他の条件が太田市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第２条　総合評価落札方式により入札を行う工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）公共工事の品質を確保するため、入札参加者の施工能力等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事

（２）その他必要と認める工事

（総合評価落札方式による評価の方法）

第３条　総合評価落札方式による評価の方法は、次のとおりとする。

（１）総合評価点　価格点と価格以外の評価点を総合した評価点

（２）価格点　入札価格に基づいて算定した評価点

（３）価格以外の評価点　施工能力等から算定した評価点

２　前項各号の評価点は、別記の総合評価点算定基準に基づき配点するものとする。

（入札方法）

第４条　総合評価落札方式により入札を行うときは、原則として低入札価格調査制度を適用した条件付一般競争入札により実施するものとする。

（学識経験者の意見聴取）

第５条　市長は、次に掲げるときは、あらかじめ２人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

（１）落札者決定基準を定めようとするとき。

（２）前号の意見聴取により、落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられたとき。

（総合評価落札方式の適用及び落札者決定基準の決定）

第６条　市長は、太田市入札審査委員会の審議を経た後、総合評価落札方式により入札を行うことの適否を決定し、及び前条の意見聴取の結果を考慮し、落札

者決定基準を決定するものとする。

（評価項目算定資料の提出）

第７条　入札参加者は、入札に際し次に定める価格以外の評価を行うために必要な資料（以下「評価項目算定資料」という。）を入札公告に示す期限までに提出するものとする。

⑴　総合評価方式における評価項目算定資料の提出について（様式第１号）

⑵　企業工事成績対象工事一覧（様式第２号）

⑶　施工実績評価資料（様式第３号）

⑷　継続的な技術者保有に関する信頼度評価資料（様式第４号）

⑸　市内業者の活用状況評価資料（様式第５号）

⑹　配置予定技術者工事成績対象工事（様式第６号）

⑺　配置予定技術者等施工実績評価資料（様式第７号）

⑻　配置予定技術者継続教育評価資料（様式第８号）

⑼　優良工事及び主任技術者表彰履歴資料（様式第９号）

２　評価項目算定資料を期限までに提出しない者は、失格とする。

３　提出された評価算定資料の変更は、認めないものとする。

（落札候補者決定の方法）

第８条　総合評価落札方式で定める落札候補者決定の方法は、次に定めるところによる。

（１）入札者のうち、次の要件を全て満たすものを審査対象とするものとする。

ア　評価項目算定資料を提出した者

イ　入札書が無効でない者

（２）前号に定める審査対象者のうち、入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内で低入札価格調査制度の失格基準価格以上の価格のものを対象に総合評価を行うものとする。

（３）入札書の開札は、価格以外の評価点を決定した後に行うものとする。

（４）総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。ただし、総合評価点が最も高い者が２者以上いる場合は、くじにより落札候補者を決定するものとする。

（５）落札候補者の入札書記載金額が低入札価格調査基準価格を下回り、失格基準価格の設定がある場合にそれ以上の額であったときは、低入札価格調査を実施する。

（６）入札者が太田市建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成１７年３月２８日太田市制定）で定める共同企業体（以下「共同企業体」という。）の場合

は、共同企業体の構成員ごとに評価項目算定資料の提出を求め、価格以外の評価点は構成員ごとの価格以外の評価点に出資比率を乗じた点数（小数点以下第３位未満は、四捨五入するものとする。）を合計した点数とするものとする。

（落札者の決定）

第９条　市長は、前条の規定により決定した落札候補者の事後審査を行い、落札者を決定するものとする。

２　市長は、第５条第２号の規定により、改めて学識経験者の意見を聴く必要があるときは、その結果を考慮し落札者を決定するものとする。

３　市長は、前２項の規定により落札者を決定したときは、総合評価落札方式に関する評価調書（様式第１０号）により入札の結果を太田市ホームページに公表するとともに、落札者にはファクシミリその他の手段により通知するものとする。

（入札参加者への周知）

第１０条　契約担当者は、この要領に基づき総合評価落札方式による入札を実施する際は、入札参加者に対し次の事項を周知するものとする。

（１）総合評価落札方式を採用していること。

（２）価格以外の評価点の評価項目及びその配点に関すること。

（３）評価項目算定資料を提出すること。

（４）落札者決定基準及び決定方法に関すること。

（５）総合評価に関する審査結果が公表されること。

（価格以外の評価内容の確保）

第１１条　市長は、落札者が総合評価に関して提出した資料等に、虚偽記載等の明らかに悪質な行為があった場合は、契約の解除を行うとともに指名停止等の措置を講じるものとする。

（秘密の保持）

第１２条　総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき入札者から提出された資料等は、公表しないものとする。

（その他）

第１３条　この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要領は、平成２０年７月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２１年６月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２２年７月７日から施行する。

附　則

この要領は、平成２３年９月１５日から施行する。

附　則

この要領は、平成２４年４月１３日から施行する。

附　則

この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２６年５月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和２年７月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年１月４日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年１１月１２日から施行する。

別記(第3条関係)

総合評価点算定基準

1　総合評価点の算定方法

総合評価点は、①入札書が無効でない者、②予定価格の制限の範囲内の者（失格となった者を除く。）について、次の算式により算定する。

総合評価点＝価格点＋価格以外の評価点

2　総合評価点の配点

価格点と価格以外の評価点の配点は、次のとおりとする。

ア　価格点　82点
イ　価格以外の評価点　18点

3　価格点の算定方法

（1）価格点は、次の算式により算定する。
価格点＝配点（82点）×最低価格／入札価格〔小数点以下第4位を四捨五入〕

（2）最低価格は各入札者(失格となった者を除く。)の入札金額（消費税等を含まない。以下、同じ。）のうち最低の金額とし、入札価格は各入札者の入札金額とする。

4　価格以外の評価点の算定方法

価格以外の評価点は、入札者が提出した評価項目算定資料（添付書類を含む。）により、企業関係評価項目（別表1）及び技術者関係評価項目（別表2）に基づいて算定した評価点の合計とする。ただし、企業の粗雑工事実施状況により、企業関係評価項目を減点する(最大マイナス2点)。

5　価格以外の評価項目における同種工事は、次の条件に該当する工事とする。

（記載例）　※記入すること。原則、過去15年間とする。
平成〇〇年以降に、〇〇内において完成引き渡しが完了した、国、県、市町村、〇〇高速道路株式会社発注の橋長が〇m以上で〇車線以上、設計荷重〇〇以上の現場打ち鉄筋コンクリート構造の道路橋下部工工事

6　評価項目算定資料については、次のとおり取り扱うものとする。

（1）配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができる。この場合、配置予定技術者の施工経験等について提出を求める評価項目算定資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。配置予定技術者の工事成績評定、施工経験の評価点は、最も低い評価を受けた者をもって算定する。

（2）工事成績評定（企業項目①、技術者項目⑥）については、入札日の属する年度の前年度から過去3年間に竣工した工事（繰越工事を含む）を対象として算定する。なお、上記の工事成績評定は、当該年度に集計される過去3年間における企業の竣工検査データを使用する。なお、評定点は必要に応じて契約担当者に確認することとする。

（3）継続的な技術者保有に関する信頼度に係る技術者は、「被雇用者」を対象とし、法人の代表者（個人事業主も含む。）は対象としない。

（4）市内業者の活用については、国、県又は市町村等が発注した公共工事における実績を対象とし、民間工事における実績は対象としない。なお、市内業者とは太田市内に本店を有する業者（個人事業主を含む。）とする。

（5）配置予定技術者工事成績評定（技術者項目⑥）は、現会社において主任技術者又は監理技術者として竣工検査時に携わった工事評定を対象とする。

（6）企業の施工実績（企業項目②）及び配置予定技術者の施工経験（技術者項目⑦、⑩）については、原則、入札の属する年度を含み過去15年間とする。
なお、技術者項目⑦、⑩については、現在の会社以前に所属した会社における施工経験も認める。

（7）継続教育における対象は、総合評価資料提出日において、各団体で所得可能な登録証明済みの単位とし、講習会を受講しただけのもの、各団体に登録申請中のものは除く。また、当該工種に係る技術者資格の継続教育に関連する団体のみを対象とする。

（8）優良工事主任技術者表彰（技術者項目⑨）は、他の会社において受賞した表彰実績も対象とする。

別表１【企業関係評価項目】

評 価 項 目	配 点	評 価 基 準	評価点
① 企業工事成績評定 入札日の属する年度の前年度から過去3年間の対象工事と同じ種別の太田市発注工事の工事成績評定点（共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の平均値(小数点以下第4位四捨五入)により評価する。対象となる評定点がない場合は、平均点を65点とみなす。 ※種別とは、次の3種別とする。 ・土木 （土木一式、舗装、造園、水道施設） ・建築 （建築一式、電気、管） ・その他 （塗装、とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ、その他）	５．０点	80点以上	５．０点
		65点を超え80点未満	(平均値-65)×5.0／15点 ※小数点以下第4位四捨五入
		65点以下	０点
② 企業の施工実績 同種工事を元請として施工した実績（共同企業体の構成員としての実績を含む。）により評価する。同種工事は、「5」の要件による。	２．０点	5年以内の実績有り	２．０点
		5年を超え15年以内の実績有り	１．０点
		実績なし	０点
③ 継続的な技術者保有に関する信頼度 継続的な技術者保有に基づく信頼度とし、対象工種に係る監理技術者を10年以上継続雇用していることについて評価する。なお、対象となる監理技術者は、監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証の交付を受け10年以上経過している者とする。	１．０点	継続雇用あり	１．０点
		なし	０点
④ 市内業者の活用状況 入札日の属する年度を含み過去2年間の国、県又は市町村等が発注した公共工事における市内業者への下請け発注実績又は市内業者からの資材等の調達の実績の有無により評価する。	１．０点	資材調達及び下請けともにあり	１．０点
		資材調達実績あり	０．５点
		下請け実績あり	０．５点
		なし	０点
⑤ 企業の優良工事の受賞 入札日の属する年度の前年度から過去2年間の太田市請負優良工事表彰の受賞の有無により評価する。	１．０点	表彰実績あり	１．０点
		なし	０点
計	１０．０点		
※ 粗雑工事等の状況 入札日の属する年度の前年度の太田市発注工事の工事成績評定（共同企業体の構成員としての評定を含む。）が「E」と評価された工事及び検査時における粗雑工事等に係る書面注意の有無により評価する。	最大 －２．０点	2件の書面注意又は1件以上の「E」と評価された工事あり	－２．０点
		1件の書面注意あり	－１．０点
		無し	０点
小 計	１０．０点		

ただし、※印は減点項目。

別表２【技術者関係評価項目】

評 価 項 目	配 点	評 価 基 準	評価点
⑥ 配置予定技術者工事成績評定 主任技術者又は監理技術者として竣工検査時に携わった、入札日の属する年度の前年度から過去3年間の太田市発注工事の工事成績評定点（共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の最高点により評価する。対象となる評定点がない場合は、最高点を65点とみなす。	４．０点	80点以上	４．０点
		65点を超え80点未満	(評定点-65)×4.0／15点 ※小数点以下第4位四捨五入
		65点以下	０点
⑦ 配置予定技術者の施工経験 同種工事を主任技術者又は監理技術者として施工した経験により評価する。同種工事は、「5」の要件による。	１．０点	5年以内の経験有り	１．０点
		5年を超え15年以内の経験有り	０．５点
		無し	０点
⑧ 配置予定技術者継続教育 配置予定技術者について、各団体が実施している継続教育（CPD）の登録において、推奨単位に対する単位取得状況について評価する。	１．０点	推奨単位以上の取得単位あり	１．０点
		推奨単位未満の取得単位あり	０．５点
		無し	０点
⑨ 優良工事主任技術者表彰 配置予定技術者の入札日の属する年度の前年度から過去2年間の太田市請負優良工事主任技術者表彰の有無により評価する。	１．０点	表彰実績有り	１．０点
		無し	０点
⑩ 配置予定現場代理人の施工経験 同種工事を現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者として、15年以内の施工した経験者の配置により評価する。同種工事は、「5」の要件による。	１．０点	⑥の配置予定技術者と別に施工実績がある者を配置	１．０点
		⑥の配置予定技術者と同一の者を兼任として配置	０．５点
		施工経験無し	０点
小 計	８．０点		
合 計	１８．０点		